

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

渡辺慎吾議員

1 職員体制について

(1) 昨今の正規職員以外の多様な雇用形態について

【質問1回目】

○渡辺慎吾議員 摂津市では、非常勤と正規職員以外に多様な雇用形態が存在しておりますが、市民サービスコーナーにおいて雇用期間が21年と非常に長期にわたっている現状があります。

行政パートナー制度は任期3年と決められており、大変な倍率の中、試験を受け、採用されるケースを考えますと、それは余りにも採用の期間と形態が違い過ぎ、不公平きわまりないことと思われます。

ここに市内企業出身の議員の妻が21年間そのような職場で働き続けられているという現状がある中で、市民目線で考えますとあり得ないことであります。

バブルの崩壊以降、二十数年続く不景気の中で、行政は職員の定数を減らし、非常勤職員採用を増やし、少しでも生活苦にあえぐ市民を救済する方針を示しているにもかかわらず、その企業出身の議員の妻を採用し続けるということをどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

【質問1回目への答弁】

○杉本生活環境部長 ご指摘のサービスコーナーにおける非常勤職員の長期任用の問題でございますが、サービスコーナーの業務は正規職員と一緒に勤務していない中で、非常勤職員だけで住民票等の交付という市民サービスを直接行う業務の特殊性から、業務の円滑かつ適切な執行ということを第一義的に考え、一年ごとに本人の任用継続の意思を確認しつつ更新をしてきた結果、長期の継続任用が生じることとなったものでございます。

したがいまして、ご指摘の職員だけを特別扱いし、繰り返し任用してきたものではございません。

今後については、任用期間を限った上で、公募や競争試験または選考試験により任用する仕組みを取り入れてまいります。

○乾市長公室長 非常勤職員についてのお問いでございますが、一般職、非常勤職員は、原則一年に任用期間を限って任用するものでございますが、再度の任用が否定されるものではございません。

行政パートナー制度のようにあらかじめ2回の任用期間延長を認め、その後、再度広く公募し、選考試験等を実施するものでございますが、これまで、市民課のように担当課が直接任用しているところもあり、主として統一的な任用制度となっていないことは否めないものでございます。

したがいまして、今後、人事課が中心となって、全庁的に基本的な任用の考え方を統一してまいりたいと考えているところでございます。

【質問2回目】

○渡辺慎吾議員 便宜を図ったつもりはないというご答弁なんですけど、その議員の奥さんは、最初別府で採用された。その議員は、その会社の社宅におったから非常に別府は近かったわけなんですけど。引っ越しをしまして、鳥飼本町に移った。それと、その奥さんも、そしたら今度は鳥飼のサービスコーナーに移って転勤になったという。非常にその奥さんとしたら破格の待遇といたしますか。

採用というのは大概、現場の人事のほうに聞きましたら、その地域で、近い地域の方を採用し、ほとんど原則的にはそういう転勤という、正規職員でしたらそれは転勤は当然ありますけど、非常勤職員に対してはそういうものはほとんどないというふうにお聞きしました。

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

渡辺慎吾議員

1 職員体制について

(1) 昨今の正規職員以外の多様な雇用形態について

それが、そういう形で非常に、引っ越しと同時に職場も変わった。

私、これ、自分で調べたんじゃないんですよ。市民の人からそういう声を聞いたんですね。大変、私ら苦しい中で、ご主人がリストラにあって大変や。その中で、摂津市はそういう形で非常勤を装って、市民救済とか、そういうことをやってくれる、非常にありがたいんですけど、ただ、何で議員さんの奥さんがそういうような我々の職場を奪うのか。当然、これは多くの市民に分け与えられた1つのものというふうに意識してるのに何でやの、というような形で、複数の市民からそのことを私に尋ねてきたんですね。

本来だったら、こんな議会で言わんと、議会活動等検討委員会でこのことを議論すべきところなんですけど、しかし、21年間ずっとその職場にいる。ことしの5月いっぱいやめたと。それも、こういう議会で問題になるのではないかとということで、急遽やめはったということなんですけど。非常に公平性に欠けるのではないかなと思うんですね。

私がもう一つ問題にしたいのは、企業と行政のつながりなんです。その議員さんは、ある摂津市内の大企業出身の議員ですね。その企業とその議員と行政が、キリスト教徒には悪いんですけど、三位一体でそういう協力体制をつくっているのではないかな。

例えば、これは私がきっちりその現場を見たんじゃないんですけど、行政の幹部とそれからその議員とそれから企業の幹部が、その企業内の接待所において親睦を深めているというふうにお聞きしました。

その中で、言葉は悪いんですけど、非常に緊密な関係の中でそのような優遇がなされているんじゃないか、そのように懸念するんで

すよ。

そういう面も踏まえて、2回目、ご答弁いただきたいと思います。

【質問2回目への答弁】

○杉本生活環境部長 ご指摘の市民サービスコーナーの非常勤職員の勤務場所を変更した点につきましては、当時、非常勤職員の中に勤務状況の芳しくない職員がいたり、交通の便の配慮をすべき職員がいたため、より円滑な業務の遂行を考え、配置がえの希望者を募った上で、平成12年4月1日付で市民サービスコーナーに勤務する非常勤職員6名の勤務場所の変更を行ったものでございます。

したがいまして、当時を知る者にも確認しておりますが、特定の職員を優遇したとか、便宜を図ったといったことではございませんでした。

○乾市長公室長 市内企業の幹部の方と本市の幹部との関係の中で、非常勤職員の任用にかかる便宜があったのではないかとというご質問でございます。

市民サービスコーナーの非常勤職員にかかる勤務場所の問題につきましては、生活環境部長から答弁をさせていただきましたように、そのようなことはございませんでした。

また、任用期間の延長につきましては、先ほど生活環境部長からもございましたように、その業務特性から繰り返しの任用が生じたわけで、特にご指摘の職員を優遇したものではございません。

しかしながら、非常勤職員の任用を繰り返すことにつきましては、法律に明確な規定はございませんが、議員ご指摘の点を踏まえ、今後、行政パートナーの任用制度を基本に改善を図るよう、精いっぱい努力してまいりたいと考えているところでございます。

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

渡辺慎吾議員

1 職員体制について

(1) 昨今の正規職員以外の多様な雇用形態について

【質問3回目】

○渡辺慎吾議員 何か、私の質問に答えていただけてないというふうに思います。

さっきも言ったように、例えば三位一体、その企業と行政とのあり方ということも、やっぱりこれをどういうふうに考えているのかというふうに、私もこの質問の中に入れた。

この企業は市内の大企業ですし、ほんとに行政としたら、そのような企業、固定資産税等の税収を上げるには、やっぱりほんとにお客さんといったらお客さんかもしれません。大切にしないかんかもしれませんが、ただ、過去において公害問題でこの議会でも問題になってますし、それからやっぱり働いている職員が公害によって労災認定を受けて、また、その後亡くなった。そのようにある一定、公害問題になっているような企業と、特別に蜜月なつながりを持つというのは決して好ましいことではないというふうに思います。

そのことに関して、もしくは事実ではないんだったら、そんなことないということをきちっと言うてもらわなあかんし。その会社内の接待所、何という名前かちょっと忘れましたが、そこで飲み食いをやっているというようなこと、飲食をやっているというようなことが事実があるんやったら、これはやっぱり好ましくないと思う。当然、好ましくない。ほかの議員も、それから傍聴者もそういうふうに聞いておられるわけですけど。

例えば、公衆の面前で、わかるような公的などこでそういう親睦を踏まえることに関しては、私は何も言わないんですけど、その接待所といいますか、そこへはその社員とかその関係者以外は立ち入ることができない、そのようなどこで行政の幹部と、そしてその

議員とそれからその会社の幹部とが親睦を深めているようなことがあり、そしてこのような21年間も同じ職場で働けるような、何ばその答弁をいただけておっても、見ようによっては優遇しとるとしか言いようがないんですよ、これ。

多くの市民の生活にあえぐ市民の方に、この話をしましたら、「私もそういうところで働きたい、全然そういう形で公に出てないじゃないですか。働きたいんですよ」と言って、そういう方が多々おられました。

行政パートナーの試験、すごい倍率ですよ。一生懸命、そこの試験を通らなあかんということで勉強をして、その試験に臨んで、その試験に希望を持って受ける市民の、特に主婦の方は多々おられますけど、その方々は、その倍率によって落ちた方々はどういうふうな気持ちでおられるか。

ただ単に、「来年も勤める」「はい、ほんならそうしましょう」で延長して21年間ですよ。それをなんか公平性に欠ける、公は、例えば行政は、全ての市民に対してやっぱり公平に対応するという大きな原則があるはずですよ。そういうことから考えたら、そのような雇用形態がずっと続いておったということ自体が問題ですし、また、企業と行政、その辺のやっぱり一線を引いた中でのつき合いをどのように考えるかということもあわせてご答弁いただきたいと思います。

【質問3回目への答弁】

○乾市長公室長 簡素で効率的な行政運営を推進していく上で、正規職員以外にさまざまな職種の非常勤職員の存在があり、先ほどもご答弁させていただきましたように、行政パートナー制度が非常勤職員の任用のあり方や継続の考え方などにおいて、現行法制度等を

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

＝＝平成25年第2回定例会 一般質問＝＝

渡辺慎吾議員

1 職員体制について

(1) 昨今の正規職員以外の多様な雇用形態について

踏まえると、最も基本的な形になると考えているところでございます。

勤務時間や勤務対応などが異なる多種多様な職種がある中で、全てを全く同じとすることは、それぞれの職種の専門性等を踏まえたときに難しいものもございますが、原則として非常勤職員の任用期間は1年であり、3年程度の延長を認めたとしても、その次の任用の際には議員ご指摘の点も十分に踏まえ、改めてまいりたいと考えているところでございます。

したがって、今後、市としての非常勤職員の任用にかかる統一的な指針を検討し、そのもとに各担当所管課において、任用のあり方や継続の考え方について明文化してまいりたいと考えております。

また、企業等とのかかわりにつきましては、身を正すよう周知してまいったところでございますが、今後も公務員倫理にのっとり、しっかりと対処してまいりたいと考えているところでございます。

【議事進行1回目】

○渡辺慎吾議員 非常にギャラリーが多いので上がっておりまして、申しわけございません。

ご答弁に的確に答えられてないので、これ、きっちり今月の14日から担当の方々とほぼ毎日、週末をのけてほぼ毎日、その辺に関して答弁を詰めていってるわけです。

でも、ほんとそういう点で答弁がえらい変わってるなというふうに思いましたので、これ、議長、まずは人間基礎教育という観点から、まずルールを守るということを市長は言うておられます。

だから、その点、しっかりとした具体的なルールをやっぱり構築しなあかんと思います

し、その辺ご答弁お願いします。

【議事進行1回目への答弁】

○森山市長 ご指摘がございました非常勤職員についてでございますが、任用期間が21年と長期に及んだことにつきましては、違法ではないといいつつ、本人の意思確認だけで1年の任用を繰り返したということは、市民目線また公平性の観点で行政の怠慢でございます。反省すべきであると考えております。

今後、一般職、非常勤職員にかかる任用につきましては、一定統一し、そのもとに運用することとしてまいります。

ご指摘のサービスコーナーについても、できる限り早急に対応してまいります。